



一般質問する藤井とし子議員＝9月29日、本会議

**生活保護行政 高齢者の見守り**

**市民の命まもる役割を果たしているか**

国が生活保護費の抑制を狙い、窓口で保護申請をできるだけ受理しないよう指導を強めるなか、生活保護を受けられずに命を落とす人が全国で相次いでいます。日本共産党は広島市議会・9月定例会で、市民の命を守る問題として「生活保護」「ひとり暮らし高齢者の見守り」のあり方について、藤井とし子議員が本会議・一般質問(9月29日)で、中森辰一議員が厚生委員会(10月4日)で質問しました。

**生活保護「申請権」妨げないように**

秋葉市長は広報紙「市民と市政」(4月15日号)で、「生活に困っている方は区役所の生活課においてください」と呼びかけていますが、実際の窓口では保護申請を希望しても申請用紙をなかなか渡さない実態があります。

藤井議員は一般質問で、広島高裁が今年9月、東広島市が保護要件のある人に辞退届けを強要したことは違法と判断したことにふれ、「憲法25条が保障する生活保護の申請権・受給権を妨げないように窓口を指導すべきだ」と指摘し、合わせて申請用紙を窓口置くことを求めました。

社会局長は、「生活保護が必要な人が申請する際には手続きを適切に援助するよう従来から指導している」と述べ、用紙を窓口置くことについては言及しませんでした。



**ライフライン切れた時にどう対応するか**

また、藤井議員は、生活に困窮している人の電気、ガス、水道が止められる際には事業所が福祉事務所に知らせるなど連携を強化してほしいと要望しました。

社会局長は「これまでも電気、ガスについては福祉事務所への相談を勧める文書を関係窓口に置くなど協力依頼している。最後のライフラインである水道を止める際は水道局が本人と面談し、福祉事務所への相談を勧める対応を協議している」と述べました。

この問題は中森議員も厚生委員会でとりあげ、「水道が止まるのは6か月の滞納だが、電気、ガスは基本的に2か月で止まる。電気、ガス事業者からの料金滞納情報を生かすしくみをつくるべきだ」と迫りましたが、市は「個人情報問題もある」として慎重な姿勢を示しました。

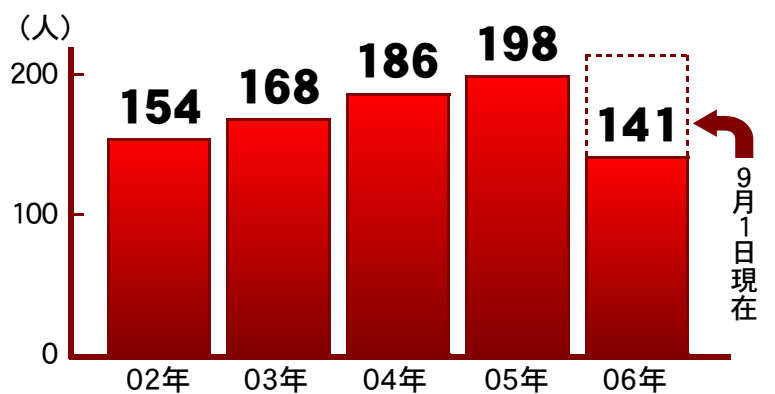
**「網の目」にかからないところで孤独死が**

**あらためて「高齢者の見守り」のあり方が問われる**

広島市は「役割は終わった」(当時の社会局長答弁)として「ひとり暮らし老人巡回相談事業」を03年度末をもって廃止し、「高齢者の見守り」は民生委員の日常活動を中心に地域全体で担うという方向転換をしました。

しかし、その後も市内で「孤独死」で亡くなった人の数は増え続け、今年8月には東区で二人暮らしの高齢者が電気もガスも止められ衰弱死の状態で見つかるという痛ましい事件が起きました。

広島市のひとり暮らし高齢者(65歳以上)の「孤独死」  
(広島県警資料による社会局長答弁)



**高齢者の見守りは行政がリードして**

藤井議員は一般質問で、巡回相談事業が廃止された後も孤独死が増えていることを当局に確認した上で、「高齢者の見守りは地域まかせでなく行政がリードすべきだ」と強調しました。

社会局長は、市として「あんしん電話」や「配食サービス」にとりこんでおり、民生委員や社会福祉協議会も具体的に取り組みを進めているとして、「今後も関係団体との連携を図っていく」と述べるにとどまりました。

**「巡回相談事業」廃止は誤り!!**

中森議員は厚生委員会で、「孤独死数を警察に問い合わせるようではいけない」と市の姿勢を批判した上で、「(高齢者を見守る)いくつかのネットワークがすでにあるとのことだが、今回の事件、そして年々増える孤独死がその網の目に引っかかっていないことを受け止めてほしい」と指摘。

また、市が廃止した「巡回相談事業」について、「その役割が終わったところかますます重要になってきている」と強調し、「高齢者の見守り」のあり方を見直すよう求めました。



質問する中森辰一議員＝10月4日、厚生委員会

# 「自立」に逆行する事態受け

障害者自立支援法 施行から半年

# 市はどう対応するのか

障害者自立支援法は、障害者が受ける福祉サービスに「応益負担」(原則1割の利用者負担)を持ち込みました。このことが障害者の負担を増やし、『自立』にまったく逆行する事態を招いています。また、4月から障害者施設への報酬は「月額払い」から利用者の利用日数に応じた「日額払い」となり、体調を崩しやすい障害者が通う通所施設は大幅減収で存続も危ぶまれる事態となっています。

オモテ面に引き続き、藤井とし子議員と中森辰一議員の質問を掲載します。

## 健常者と同じ生活をするのが「特別な利益」!?

「応益負担」による低所得者の負担を軽減するため、広島市は独自の激変緩和措置をとっています(下表)。

藤井議員は一般質問で、この措置が3年限りでしかも年々利用者負担が増えていくことをとりあげ、「障害者の収入は増えないのに負担だけ増えていく。来年度以降も今年度と同じ助成を維持する考えはないか」とたどしました。

社会局長は「利用状況を踏まえ、改善すべき点があれば国に要望する。必要な場合には本市としての対応も検討したい」と答えました。



### わずかな年金で暮らす人に

### 「応分の負担」というものはない

中森議員は厚生委員会で「応益負担」について、「食事し、風呂に入り、外出する。障害者が健常者と同じ生活をしようと思えばサポートが必要になる。それが『特別な利益』と言えるのか」と指摘して市の見解をたどしました。

市は、「低所得者には負担軽減が必要と思うが、それなりに所得がある場合は応分の負担もやむをえない」と述べました。

中森議員は「ほとんどの障害者は、わずかな年金だけでぎりぎりの暮らしをしている。そういう人たちに『応分の負担』というものはない」と強調しました。

### 広島市の「福祉サービス利用者負担助成」制度

区分	国基準額	市の助成制度の上限月額		
		06年度 (3/4助成)	07年度 (1/2助成)	08年度 (1/4助成)
低所得1	15,000円	3,750円	7,500円	11,250円
低所得2	24,600円	6,150円	12,300円	18,450円
一般のうち所得税 非課税相当	37,200円	9,300円	18,600円	27,900円

## 通所施設が存続できる支援を

藤井議員は一般質問で通所施設について、「1割負担で通所をあきらめる人もいるし、今まで休みだった土曜日も出て体調を崩す利用者もいる。せめて土曜日に出なくてもすむように助成する考えはないか」とたどしましたが、社会局長は国が減収緩和策として10月から定員超過(1割増まで)を認めているとして「今しばらく動向を見守る」と述べました。

### 「定員超過」で解決しようとするのは間違い

中森議員は厚生委員会で、通所施設が大幅減収を人件費削減で穴埋めする事態になっていることをとりあげ、「障害者の居場所を守るために職員が自らの生活を削って支えている。このままでは現場が崩壊する」と指摘し、対策を講じるよう求めましたが、市は本会議と同様、しばらく動向を見守るとの考えを示しました。

中森議員は「施設は定員を考えてつくられている。定員超過となれば被害をこうむるのは障害者。定員超過でなんとかするという考え方は間違っている」と批判し、実態調査して施設が存続できるように対策をとるよう強く求めました。

### 障害児施設の利用者負担軽減措置

国の見直しに伴う「浮いた予算」で拡充を

## 「対応検討する」市が約束

10月からの障害児施設の利用者負担増に対して広島市が独自に負担軽減措置を講ずることについて、日本共産党は6月定例会で「市の軽減措置をうけても従来の2倍以上の負担になる家庭がある」と指摘し、あと550万円あれば全ての家庭で負担増をなくすることができる(10月以降の今年度分)ことを明らかにしました。

その後、厚生労働省が障害者団体や日本共産党の度重なる要請を受け、障害児施設の利用者負担の軽減措置を拡大することを打ち出しました。

藤井議員は9月定例会の一般質問で、「療育に「応益負担」がなじまないのは国の見直しでも明らかだ」と強調。この見直しで市独自の軽減措置にかかる財政負担が軽くなる分、市の軽減措置を拡充するよう求めました。

社会局長は、国の見直しで「300万円程度」経費が余る見込みだと述べ、今後の利用状況等を踏まえて対応を検討することを約束しました。